釧路市特別工業地区建築条例

第1種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- 2 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途に供する建築物のうちその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
- 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 4 法別表第2(ぬ)項に規定するもの。ただし、同項第2号並びに第3号(2)、(3)及び(6)に規定するものを除く。

第2種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 住宅。ただし、地区内に立地する当該工場の管理人のための住宅を除く。
- 2 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、地区内に立地する工場の所有に係る当該工場の従業員のための長屋、共同住宅及び寄宿舎を除く。
- 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店
- 4 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
- 5 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 6 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 9 自動車教習場
- 10 法別表第2 (に) 項第6号に規定する畜舎
- 11 診療所。ただし、地区内に立地する当該工場の所有に係る入院施設のない診療所を除く。
- 12 公衆浴場
- 13 老人ホーム、保育園その他これらに類するもの。ただし、地区内に立地する当該工場の所有に係る保育園を除く。
- 14 次の各号に掲げる事業を営む工場
 - (1) 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場。ただし、同号(23)、(25)、(27)及び(28)に規定するものを除く。
 - (2) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
 - (3) 骨炭その他動物質炭の製造
 - (4) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
 - (5) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
 - (6) 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨
 - (7) れん炭、ガラスの製造

第3種特別工業地区内に建築してはならない建築物

法別表第2(ぬ)項に規定するもの。ただし、同項第2号並びに第3号(2)、(3)、(6)、(13)及び(13の2)に規定するものを除く。

《建築基準法別表第2(ぬ)項》(第1種特別工業地区・第3種特別工業地区)

(ぬ)

商業地域内に建築してはならない建築物

- 一 (る) 項第一号及び第二号に掲げるもの
- 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの(日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。)
- 三 次に掲げる事業 (特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場
 - (1) 玩具煙火の製造
 - (2) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)
 - (3) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイイング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)
 - (4) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
 - (5) 絵具又は水性塗料の製造
 - (6) 出力の合計が 0. 75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付
 - (7) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
 - (8) 骨炭その他動物質炭の製造
 - (8の2) せつけんの製造
 - (8 の 3) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
 - (8の4) 手すき紙の製造
 - (9) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
 - (10) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
 - (11) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
 - (12) 骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機 を使用するもの
 - (13) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
 - (13 の 2) レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が 2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
 - (14) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
 - (15) 活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないるつぼ又は窯を使用するもの(印刷所における活字の鋳造を除く。)
 - (16) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
 - (17) ガラスの製造又は砂吹
 - (17の2) 金属の溶射又は砂吹
 - (17 の 3) 鉄板の波付加工
 - (17の4) ドラム缶の洗浄又は再生
 - (18) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
 - (19) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの
 - (20) (1)から(19)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業
- 四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

《建築基準法別表第2(る)項》(第2種特別工業地区)

(る)

準工業地域内に建築してはならない建築物

- 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工 業の利便を害するおそれのないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場
- (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造
- (2) 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。)
- (3) マッチの製造
- (4) ニトロセルロース製品の製造
- (5) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造
- (6) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。)
- (7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- (8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- (9) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)
- (10) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (11) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。)
- (12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)
- (13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
- (14) たんぱく質の加水分解による製品の製造
- (15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品の製造を除く。)
- (16) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造
- (17) 肥料の製造
- (18) 製紙 (手すき紙の製造を除く。) 又はパルプの製造
- (19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- (20) アスファルトの精製
- (21) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造
- (22) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
- (23) 金属の溶融又は精練(容量の合計が50リットルを超えないるつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)
- (24) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕
- (25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業 (グラインダーを用いるものを除く。)、びよう打作業又は孔埋作業を伴うもの
- (26) 鉄釘類又は鋼球の製造
- (27) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワットを超える原動機を使用するもの
- (28) 鍛造機 (スプリングハンマーを除く。) を使用する金属の鍛造
- (29) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造
- (30) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕
- (31) (1)から(30)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業
- 二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
- 三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの